



# 「健康食品」の取扱いについて

弁理士 石井 茂樹

本年5月1日、「健康増進法」が施行されました。また、公共の場では、喫煙可能な場所がかなり縮小されつつある状況です（何と云っても、競馬場でさえ、分煙体制を敷き始めた大変な時代です）。昨今の「健康ブーム」は、異常なほどまでに加熱してきています。

当然のように、「健康ブーム」は、食品業界においても巻き起こっています。栄養補助食品、サプリメント、機能性食品、マルチビタミン、特定保健用食品、栄養強化食品……様々な名称で呼ばれるこれらの商品が、一般的に、「健康食品」と考えられ、取引されています。スーパー等で「健康食品コーナー」なるものを発見したことがある人も多いと思います。

当コーナー・第1回目は、この「健康食品」に関する商標法上の取扱いについて、説明したいと思います。

## 【商品表示】

「健康食品」を指定商品として表示する場合には、原材料と形状で特定して「～からなる加工食品」という形で表示することとされています。例えば、「とうがらしを主原料とする糖衣錠からなる加工食品」という表示が登録例で認められています（登録第4285818号）。

実際に、出願するに当たっては、特許庁電子図書館（IPDL）の「商品・役務名リスト」で検索し、参考にするとよいでしょう。

## 【商品区分】

「健康食品」が該当する商品区分としては、第29類あるいは第30類のいずれかとなります。第29類に該当するのか、第30類に該当するのかは、一般的に、その「健康食品」の原材料がどちらの区分に属するか否かにより分けられています。

例えば、食肉類や魚介類、ローヤルゼリーなどを主原料とする場合には第29類、加工穀物や大麦、イチョウ葉エキス等を主原料とする場合には第30類に該当します。

## 【類似群コード】

「健康食品」について、特許庁では32F01・32F02・32F03・32F04の4つの類似群コードを付与しています。そして、審査の運用においては、これら32F01乃至32F04の各々の類似群コードが付された商品とは類似しない、独立した商品として取り扱われています。したがって、例えば、第29類「加工野菜及び加工果実」（32F04）の商品と「健康食品」とは類似しないものとして取り扱われます。これらの商品と非類似であるとされているのは、商品の流通経路等が異なることが起因しています。

旧商品分類により商品を指定した商標権との関係における審査の運用においては、旧第3類「加工食料品」が含まれているもの、又は、指定商品中にいわゆる「健康食品」であることが具体的に表示されているものについては、「健康食品」が指定商品に含まれているものと扱われ、先後願判断の対象となります。

## 【判例】

このような特許庁の運用とは異なり、最近、薬剤の一部の商品と健康食品・栄養補助食品とが非類似の商品であると判断した無効審決（無効2001-35560号）を取り消す判決が、東京高裁で出されました（平成14年（行ケ）555号）。

当判決においては、「医薬品ないし医薬部外品中のビタミン剤、滋養強壮変質剤あるいは育毛剤と、健康食品ないし栄養補助食品（サプリメント）とは、商品の内容が類似し、あるいは関連性を有し、また、その販売店ないし販売方法も同種のものであるということができるのであるから、類似の商品であるというべきである。」と判示されています。

判断の前提とされた取引の実情では、カルシウム補給用商品については薬剤と健康食品等とが同様の機能を持つものとして市場に出回っていること、製薬会社が健康食品等分野に多数進出していることなどを認定しています。

本判決は、上記のような個別具体的な実情を考慮した結果、特許庁における商品の類似範囲の推定を覆したというケースであり、今後の実務において、参考になるものと思われます。

## 【侵害】

侵害事件において、「健康食品」との商品の類否を争った裁判例は、現段階ではまだ存在しません。しかしながら、侵害事件の場合においても、先の判決と同様に、取引実情を

## 各国商標法 改正情報

## 【香港編】

個別具体的に判断して、商品の類否を決めることになると考えられます。

一般的に、「健康食品」といわれているものは多岐にわたっており、厚生労働省で定められている「特定保健用食品」の概念と、特許庁で認められている「健康食品」の概念とは、完全には一致していません。

例えば、一般的に「健康食品」として取引されることがあるものでも、「カルシウム入りウエハース」は「菓子及びパン」（第30類・30A01）に、また、「ピワ茶」は「茶」（第3類・29A01）に該当すると、特許庁審査の場面では判断されると思います。

このようなことを考えると、侵害事件における「健康食品」に関する商品の類否の問題は、常に微妙な判断を伴うことが予想されます。

### 【書換】

先ほど述べましたように、旧区分においては、旧第32類の「加工食料品」が含まれていれば、「健康食品」が指定商品に含まれているものと取り扱われています。したがって、指定商品に「加工食料品」が含まれている場合には、書換時に、「健康食品」に関する表示を記載することができます。

侵害事件における「健康食品」に関する類似商品の幅の不明確性を考慮すると、32F01乃至32F04の重複短冊が付された商品が権利範囲から外れる事態を防ぐため、「加工食料品」が指定商品に含まれている場合には、書換時に、「健康食品」に関する表示を積極的に記載するのが賢明であると思います。

以上

香港の改正商標法が、今年の4月4日に施行されました。

主な改正点は次の通りです。

1. 匂い、音、色の商標の登録が可能に
2. 一出願多区分制の採用
3. 存続期間が10年に（10年毎に更新可能）
4. A部登録、B部登録の廃止（登録簿の一本化）
5. 連合商標制度の廃止
6. ニース国際分類第8版の採用

4月4日以降の出願については新商標法に基づき審査がなされません。一方、施行日前の出願については原則として旧法の下で審査、登録されます。

しかし施行日後6ヶ月間の経過措置として、現在審査係属中で、4月3日の時点で公告されなかった出願については、出願人の希望により、「旧法下での出願を新法に移行できる」ことになっています。移行された出願については、改めて新法に基づいて審査が行われることとなります。

それでは、旧法下での出願を新法に移行した場合のメリット、デメリットについて検討してみましよう。

### 新法に移行した場合の メリット

新商標法の下では、識別性の審査を始め、審査の基準がこれまでよりも緩やかになるとされています。

例えば現在、旧法下で何らかの

拒絶理由が通知されている出願について、新法における審査では問題なく登録される可能性もあるわけです。このため、指令が発せられた場合には、補正や意見書の提出等、通常の実施策に加え、「新法下での出願に移行する」との手続きもとり得ることになります。

### 新法に移行した場合の デメリット

新法に移行すると、出願日が一律に2003年4月4日に繰り下がることになっています。これにより、第三者の後願であるとの拒絶理由が新たに生ずる可能性があります。

実質的に審査の基準がどの程度緩和されるかは、今後実際の審査が行われてみないとわからない部分もありますので、ケースに応じて個別具体的な検討を要します。いずれにしても、旧法下での出願について拒絶理由通知を受けた場合にとり得る選択肢が、経過措置により広がった、との見方ができます。

以上

（本稿担当：佐久間洋子）

